

【資料】

カリフォルニア州の「家族法」

—一九七〇年一月一日施行—

村井衡平

の内容を紹介しようとするものである。

第五部は「家族法」(The Family Law Act)と題し、第四〇〇〇条ないし第五二三八条を八編に区分している。列挙すれば次のとおりである。

第一編 婚姻 (Marriage)

第一編 無効または取り消し得る婚姻の裁判による確定 (Judicial determination of void or voidable Marriage)

第三編 婚姻の解消 (Dissolution of Marriage)

第四編 子の監護 (Custody of Children)

第五編 子の扶養 (Support of Children)

カリフォルニア州の「家族法」 村井

(141) 五一

筆者はさきに、アメリカ諸州の離婚法にみられる請求棄却事由について、互責を中心にして詳細に検討した。その際、カリフォルニア州において、一九六六年に家族問題調査委員会が設けられてから、一九七〇年一月一日の民法典の改正にいたるまでの事情を明らかにしておいた。具体的にいえば、この改正によって從来の民法典第一編第三部第一章、つまり第五十五条以下の「婚姻」(Marriage)に関する規定が廃止され、それに代わって、新らしく第四編に第五部が第四〇〇〇条以下に付け加えられ、廃止された婚姻に関する規定も新たなる内容のもとにここに取り入れられている。本稿は、このようにして民法典の最後尾に付け加えられた第五部の条文

第六編 当事者の財産権 (Property Rights of the Parties)

第七編 統一離婚承認法 (Uniform Divorce Recognition Act)

第五部 家族法

第八編 夫婦 (Husband and Wife)

右のうち、第三編の「婚姻の解消」には、離婚法の大原則として、従来の有責主義を捨てて破綻主義を採用する重要な規定が含まれており、カリフオルニア州民法典の離婚に関する規定は、一八七二年から約一世紀を経て大きな回転期を迎えることになった。(詳細は、村井「離婚請求棄却事由の研究—互責論(?)」神戸学院法学六卷一号一二六頁—一三五頁)。しかも、カリフオルニア州におけるこのような離婚法の改正は、ひとり同州のみにとどまることなく、アイダホ、モンタナ、ノースダコタ、ニューハンプシャーさらにオレゴンの諸州の法改正に多かれ少なかれ、影響を及ぼしたことに注目しなければならない(村井「アメリカにおける離婚原因の変化」(シナリスト六六五号六二頁—六三頁))。

第一章 婚姻法

第一編 婚姻

第四〇〇〇条 (略称)

この第五部は、家族法として区別され、引用されるいふがである。

第四〇〇一条 (慣例と手順に関する規則)

他の条項にかかわらず、司法委員会は、本法のもとにおける訴訟手続のための慣例と手順を、規則によって制定することができる。

第一章 婚姻の挙式

第一節 婚姻の有効性

第四一〇〇条 (婚姻関係。同意。許可書および挙式)

婚姻は、民事契約より生ずる人的関係であり、それには、

該契約を締結することができる当事者の同意を必要とする。同意のみでは婚姻を構成しない。本法によつて認められた許可書の発行および挙式がそれに統かなければならぬ。但し、第四二二三条に定められる場合は、この限りでない。

第四一〇一条（同意および婚姻完成の能力。年令。両親。後見人および裁判所の同意）

二十一才以上の未婚の男子および十八才以上の未婚の女子で、別に資格を喪失していない者は、婚姻に同意し、完成立させる能力を有する。二十一才未満で十八才以上の男子および十八才未満で十六才以上の女子は、未成年者の両親、その一方、彼または彼女の後見人の書面による同意を得るか、または第四一〇二条に定められる上級裁判所の命令をうけ、かかる書面による同意または命令が第四一〇一条に定められる婚姻許可書を発行する書記により登録される場合に、婚姻に同意し、かつ、完成させる能力を有する。さらには、十八才未満の男子および十六才未満の女子は、第四一〇二条に定められる上級裁判所の命令により、第四一〇一条に定められる婚姻許可書を発行する書記によつて登録される場合に、婚姻に同意し、かつ、完成させる能力を有する。

第四一〇二条（上級裁判所の同意）

未成年者の宣誓申立により、その者が婚姻について書面による同意を要求していること、および、その未成年者の親がないか、または同意を与える能力のある親がないことが、上級裁判所を満足させる程度に明らかになるとき、上級裁判所は、婚姻許可書の発行に同意し、かつ、その未成年者の婚姻に許可を与えることを命ずることができる。かかる命令は、許可書が発行されるときに、書記によつて登録されるものとする。

第四一〇三条（同意および挙式の証拠）

婚姻についての同意および挙式は、他の諸事件において立証される事実と同様の一般的証拠法則のもとで、立証されることができるものとする。

第四一〇四条（州外の婚姻。有効性）

この州の外で締結されたすべての婚姻は、それが締結された管轄区域の法律によって有効であるとき、この州において、有効である。

第一節 婚姻の認証

第四一〇〇条（手続的要件。不遵守の効果）

婚姻は、許可され、挙式され、認証され、かつ、婚姻登記所の証明書が本節の規定によって登録されなければならぬ。しかし、婚姻当事者以外の者による規定の不遵守は、婚姻を無効にしない。

第四一〇一条（許可書。強制力。内容。否認。未成年の申請者）

婚姻を締結しようとする者は、最初に、郡の書記より、それに関する許可書を入手しなければならない。許可書は、左のすべての事項を表示しなければならない。

- ① 当事者双方の身元
 - ② 彼等の真正の氏名および居所
 - ③ 彼等の年令
- 申請者たる当事者の一方が低能者もしくは精神異常者で

ある場合、または許可書を申請するときに、麻酔薬もしくは催眠薬の影響をうけている場合、許可書は与えられないものとする。男子が二十一才未満であるか、または女子が十八才未満であり、しかもその者が以前に第二十五条に規定される婚姻をしたことがないとき、郡の書記による許可書は、発行されない。但し、当事者双方が第四一〇一条に定められる婚姻に同意し、完成されることができ、しかも、かかる同意または第四一〇二条に定められる裁判所の命令が、書記によって登録されなければならない場合は、この限りでない。各申請者は、氏名に関する認証された証明書の提出を請求ることができる。本節において言及され、または請求されたすべての事実を確認するため、書記は、許可書が申請された場合に、本節において到達された事項に関して、彼自身を満足させるに必要であると判断するとき、許可書の申請者を宣誓のうえ尋問することができる。この尋問は、書記によって書面に作成され、彼等がそれに署名するものとする。また、必要に応じて、書記は、陳述された事実の正確さに関する付加的な書面を要求することができる。本条に従つて許可書を申請する者は、目的のいかんを問わず、人種またははだ色の陳述を要求されること

はないものとする。

婚姻許可の申請および婚姻許可書の形式は、州公衆衛生局によって定められ、かつ、本条のもとで要求される事実の陳述に適用されるものとする。

第四二〇二条（登記所の証明書。準備および登録）

婚姻しようとする者は、許可書が発行される郡の郡書記から、第四二〇一条に定められる許可書に加え、婚姻許可書を発行する郡書記の面前において、婚姻登記所の証明書に書き込まれる事項がそこに到達されている健康・安全法典の第九節（第一〇〇〇条から始まる）に定められる婚姻登記所の証明書を入手し、次いで、儀式を取り行う者にそれを交付し、交付をうけた者は証明書を完成し、婚姻の儀式のための一人の証人の署名および住所を記載させるものとする。かかる婚姻登記所の証明書は、儀式を取り行う者によつて、許可書が発行された郡の記録官に、儀式後、四日以内に提出されるものとする。

第四二〇三条（証明書の謄本。宣誓供述書）

婚姻の挙式後、かつ、第四二〇二条に従つて郡記録官に提出する以前に、婚姻登記所の証明書を紛失または破棄した場合、婚姻を挙式する者は、許可書が発行された郡の郡

書記に宣誓供述書を提出して、事実を陳述し、婚姻登記所の証明書の謄本を入手するものとする。許可書の謄本および証明書を発行する費用は、二ドル五〇セントである。

第四二〇四条（許可書の失効。番号。目録の移送。失効の通知）

第四二〇一条に従つて発行される許可書は、発行より九日で失効し、失効の暦日は、各許可書の表面に明示されるものとする。

郡書記は、発行された許可書のそれぞれに番号を付し、定期的な期間毎に、発行された許可書の目録を郡登記官に移送するものとする。発行後、二十日以内に郡登記官は、証明書が提出されなかつた当事者に対し、その事実および許可書はその表面に示された日に自動的に失効する事実を通知するものとする。郡登記官は、許可書の所持者に対して、婚姻しようとする者は、挙式後、四日以内に記録官の事務所に、登記所の証明書および裏書された許可書を返還する義務のあることを通知するものとする。

第四二〇五条（挙式を許可された者）

婚姻は、この州の記録裁判所もしくは治安裁判所の判事により、または二十一才以上のいづれの宗派の僧侶・

聖職者・牧師によつても、挙式されることができる。

第四二〇六条（挙式・基本的要素）

婚姻の儀式については、いかなる形式も要求されない。

しかし、当事者は、婚姻を挙式する者の面前において、彼等は互いに夫および妻になることを宣言しなければならない。

第四二〇七条（婚姻を挙式する者の義務。許可書に示された事実の正確なことを確定すること）

婚姻を挙式する者は、最初に婚姻許可書の提出を要求しなければならない。そして、彼が事実の記載についてなんらかの疑をいたぐとき、最初にその正確性について納得を得なければならない。そのため、彼は、郡書記が許可書を発行する前に行うと同様の方法により、当事者および証人を宣誓のうえ尋問することができる。

第四二〇八条（許可書。婚姻を挙式する者の記載。返還）

婚姻を挙式する者は、州公衆衛生局によつて定められた形式により、許可書の表面に、またはそれに付加して、左に示すすべての事項を記載し、署名および裏書しなければならない。

① 挙式の事実・日時および場所

② 儀式についての一人以上の証人の氏名および居所
③ 婚姻を挙式する者の公式の身分またはその者が僧侶・聖職者もしくは牧師である宗派の記載

婚姻を挙式する者は、また彼の氏名および住所をタイプで打つか、自書するものとする。

かくして裏書された婚姻許可書は、儀式後、四日以内に許可書が発行された郡の郡書記に返還されるものとする。

第四二〇九条（婚姻証明書。発行）

婚姻を挙式する者は、請求にもとづき、かつ、各当事者のために、第四二〇八条に指定された事実を示す婚姻証明書を発行しなければならない。

第四二一〇条（記録されない婚姻。婚姻の宣言）

過去に締結された婚姻の挙式の記録が存在することが知れない場合、当事者は、共同でかかる婚姻を、左のすべての事項を確実に示す書面によつて、宣言することができる。

- ① 当事者の氏名・年令および居所
② 婚姻の事実
③ かかる婚姻の記録の存在が知れないと

この宣言は、当事者によつて署名され、かつ、少くとも三人の証人によつて、証明するものとする。

第四二二一条（婚姻の宣言。承認。記録）

婚姻の宣言は、承認され、かつ、不動産の譲渡と同様の方法によって、記録されなければならない。

第四二二二条（婚姻の効力を判断する訴訟。記録されていない婚姻。十八才に達した女性）

婚姻当事者の一方が婚姻を否定し、または共同してそれを宣言することを拒否する場合、他方は、上級裁判所における訴訟によって、婚姻の有効性を確定し、宣言させることができる。

婚姻の女性当事者が十八才に達しており、かかる婚姻の有効性を証明させたいと望む場合、彼女が成年に達している事実。月日またはその双方を立証するため、彼女は、夫に對して提起した上級裁判所における訴訟によって、婚姻の有効性を確定、かつ、宣言させ、また彼女が成年に達している事実。月日もしくはその双方を証明、かつ、宣言させることができる。そして、彼女が二十一才未満である場合、かかる訴訟は、彼女自身の名と権利において、彼女によつて開始され、または遂行されることができ、彼女のために『一般後見人』または『訴訟のための後見人』によつて開始され、または遂行される必要はない。しかし、彼女

が自己の不動産権のために一般後見人を有しているとき、一般後見人は、彼女のために訴訟を遂行する場合を除いて、夫と共に被告として訴訟に参加するものとする。後者の場合、不動産の一般後見人が訴訟に出廷するか、または彼に対する正当な呼出状が送達されたにかかわらず、欠席した場合にはじめて、かかる訴訟における判決が言渡されるものとする。そして、さらに訴訟における原告が彼女の不動産権の一般後見人を有しない場合、裁判所に對し、その裁量にもとづいて彼女のために訴訟を遂行し、かつ、訴訟における彼女の利益を保護すべき『訴訟のための後見人』を選任するよう、要求することができる。

第四二二三条（許可書のない婚姻。証明書。教会の記録）

未成年者でなく、婚姻していない者が夫婦として生活している場合、彼等は、許可書なしに、いすれの牧師によつても、婚姻することができる。婚姻の証明書は、牧師によつて作成され、当事者に交付され、かつ、牧師が代表者である教会の記録に記載されるものとする。他の記録は必要でない。

第四二二四条（許可書のない婚姻。有効にすること）

第四二二三条の規定のもとで、過去に完成されたか、将

来に完成されるすべての婚姻は、有効であることをここに宣言する。

第四二一五条（教会法のもとでの婚姻。宣言。記録。処罰）

本条の規定は、婚姻の挙式に関する限り、それ自身で、婚姻関係に入るための独特の方式を有している特殊な宗派の構成員に適用されない。しかし、かかる場合は、第四二一〇条に定められるように、宣言され、かつ、第四二一一条に定められるように承認され、記録されなければならぬ。婚姻が第四二一〇条に定められるように宣言される場合、夫は、該宣言を婚姻後、三十日以内に郡記録官に提出し、かつ、記録官は、それを受理したうえ、記録しなければならない。そして、ここに規定したように、かかる宣言をし、かつ、記録のためにそれを提出することを怠る場合、彼は、婚姻を挙式することを承認されながら、法律の定めに従つて挙式を報告するのを怠つた者と同じ責任を負わざれる。

第三節 婚姻前の検査

第四三〇〇条（検査の証明書。検査への同意。血液の見本の

指示)

法律によつて、現在または将来、婚姻許可書の発行を公認された者が、かかる許可書を発行する前に、その申請者は、正式に認可された医師による証明書を提出するものとする。その証明書は、許可書の作成に先立つ三十日以内になされた、梅毒の発見に必要な標準的な血清学的試験を含む検査をうけたこと、および、医師の見解によれば、その人は梅毒に感染していないか、または感染している場合、その病気が配偶者に伝染する時期にはないことを陳述するものとする。

法律によつて、カリフォルニア州で婚姻許可書を有効に入手することのできる者は、本条によつて要求される検査および試験に、有效地に同意を与えることができる。血液の見本を研究所に提出するに当り、それが婚姻前の試験であることを指摘するものとする。

第四三〇一条（研究所の供述）

証明書には、検査を行う研究所を託されている者またはかかる報告書を作成するよう委任されている他の者の供述をそえるものとする。その供述には「検査の名称・日付、検査を命じられた医師の氏名・住所および血液の検査をう

ける者の氏名・住所が示される。

第四三〇二条（証明書の書式）

次に定める場合を除いて、医師の証明書および研究所を託されている者または研究所のために報告書を作成するよう委任されている者の供述は、定められた書式に従い、かつ、州公衆衛生局によって公認された州内の研究所に、州公衆衛生局によって配付される。この書式は、本節において、"証明書の書式"として引用される。

第四三〇三条（他州または軍隊からの証明書の書式）

類似の法律を有している他州によって定められた"証明書の書式"は、カリフオルニアの外で検査をうけた者および梅毒の血清学的試験をうけた者のために、かかる検査および試験が婚姻許可書の発行に先立つ三十日以内に行われる場合、受理される。合衆国の軍隊によって定められた証明書は、それが軍隊において任命された軍医によって署名され、かつ、検査および梅毒の血清学的試験が婚姻許可書の発行に先立つ三十日以内に行われたことを明示する場合、受理される。

第四三〇四条（標準的な血清学的試験。公認された研究所。試験の正確性の照合）

本条の目的のため、標準的な血清学的試験は、州公衆衛生局によって公認された梅毒の試験とし、公認された研究所は、州公衆衛生局の研究所または州公衆衛生局によって公認された研究所もしくは、法律に従い、理事事が州公衆衛生局によって認可されるその他の研究所とする。本条において定められる試験の正確性に関する場合、州公衆衛生局の命令にもとづいて、州の他の郡から、照合のため見本をうけ取るものとする。

第四三〇五条（研究所の報告書または記録の提出。古い報告書の写しの破棄）

研究所は、州公衆衛生委員会の規則によって要求される研究所の報告書または記録を、州公衆衛生局に提出するものとする。衛生官は、本節に従つて二年間、彼によって保持された報告書の写しを破棄することができる。

第四三〇六条（裁判所が検査および試験の要件を放棄すること。秘密の手続）

許可書が発行されるべき郡の上級裁判所の判事は、ここに、婚姻する当事者の共同の申請にもとづいて、婚姻法による他のすべての要件が充されており、かかる訴えのための緊急または他の充分な事由のあることを宣誓供述書また

は他の証拠によつて納得し、かつ、公衆衛生および福祉がそれによつて有害な影響を蒙ることのない場合、医学的な検査、研究所の試験および証明書に関する要件を放棄し、かつ、許可当局に対し、要求されている許可書の発行を命ずることを認められ、その権限を与えられるものとする。

かかる検査および試験が行われ、申請者の一方または双方が梅毒に感染していることを理由に証明書が拒否される場合、判事は、それにもかかわらず、婚姻法による他のすべての要件が充されており、かかる訴えのための緊急または他の充分な理由のあることを宣誓供述書または他の証拠によつて納得し、かつ、公衆衛生および福祉がそれによつて有害な影響を蒙ることのない場合、婚姻の当事者の申請にもとづき、許可当局に対し、許可書の発行を命ずることを認められ、その権限を与えられるものとする。かかるすべての場合において、裁判所の書記は、州公衆衛生局に、法律によつて要求されるか、または公衆衛生の保持のため局によつて必要と考えられる事後検討をうけるため、記録および命令の謄本を移送するものとする。裁判所の命令は、証明書の書式の代わりに、許可当局によつて記録にとじ込まれるものとする。

第四三〇七条（証明書の書式および裁判所の命令。とじ込み。保管および破棄）

証明書の書式および裁判所の命令は、郡書記の事務所の

記録にとじ込まれるものとする。そして、とじ込まれた日から一年間、保管され、その後、破棄されることができるものとする。

第四三〇八条（異議申立）

彼の身分について、または本節に定められる証明書の書式によつて要求されるなんらかの事実について、偽りの申立をする婚姻許可書の申請者・医師・研究所の代表者または証明書の書式もしくは裁判所の命令書を受理することなく、婚姻許可書を発行する許可担当官、または他の方法で本節の規定に従わない者は、軽罪の罪に問われるものとする。

第四三〇九条（秘密の書面。犯罪としての開陳）

本節において言及され、手続がそこに含まれている証明書、研究所の供述または報告書、申請書および裁判所の命令は、秘密のものとされかつ、州もしくは地方の衛生担当官または彼等によって正式に授權された代表者以外のいかなる者によつても、調査のために秘密をもらされたり、公開されることはないものとする。

法律によつてその資格を与えられていない者に、権限なくして、かかる情報の秘密をもらし、また証明書・供述・報告書・申請書もしくは裁判所の命令を公開する者は、軽罪の罪に問われるものとする。

おばとおいの間の婚姻は、近親婚であり、かつ、その関係の合法・非合法を問わず、最初から無効である。

第四四〇一条（重婚および一夫多妻婚。除外例。不在者）

先夫おたは先妻の生存中に、先夫または先妻以外の者と締結する後婚は、非合法であり、かつ、最初から無効である。但し、左の場合には、この限りでない。

① 前婚が後婚の日以前に解消され、または無効と宣言されたとき

② 先夫または先妻が不在であり、かつ後婚の直前、五年間継続してその生存が知れないと、または後婚が締結されたときに死亡しているものと一般に評判され、もしくはかかる当事者によつて信じられている場合、後婚が第四四二五条のb項によつて無効と判決されるまで有効であるとき

第二編 無効または取り消し得る婚姻の裁判による確定

第一章 無効な婚姻

第四四〇〇条（近親婚）

親と子の間、親等のいかんを問わず尊属と卑属の間、全血ならびに半血の兄弟と姉妹の間、おじとめいの間または、

第四四二五条（取消。その原因）

婚姻締結のときに左の条件のいずれかが存在した場合、婚姻は、取り消し得るものであり、かつ、無効と判決され

ることができる。

(a) 手続を開始した当事者またはその者のために手続が開始された当事者は、第四一〇一条の定める同意を与える能力を有しなかつた。但し、成年に達したのち、かかる当事者が他方と夫婦として自由に同居したときは、この限りでない。

(b) 当事者の一方の夫または妻が生存しており、かかる夫または妻との婚姻が、その当時、有効であった。しかしながら、夫または妻が不在であり、かつ、無効判決がそれについて求められている後婚の直前、五年間継続して、訴を開始する当事者にその生存が知れなかつたか、または後婚が締結されたときには、死亡しているものと一般に評判され、もしくはかかる当事者によって信じられていた場合は、この限りでない。

(c) 当事者の一方が精神異状であった。但し、かかる当事者が正気に戻り、他方と夫婦として自由に同居したときは、この限りでない。

(d) 当事者の一方の同意が詐欺によって得られた。但し、かかる当事者が、その後、詐欺を構成する事實

を充分に認識しながら、他方と夫婦として自由に同居したときは、この限りでない。

(e) 当当事者の一方の同意が強迫によつて得られた。但し、かかる当事者が、その後、他方と夫婦として自由に同居したときは、この限りでない。

(f) 婚姻締結のとき、当事者の一方が肉体的に婚姻状態に入ることが不可能であり、かつ、かかる不能が継続し、不治と思われる。

第四四二六条（出訴期限）

第四四二五条に示される原因にもとづいて、婚姻の無効判決を入手する手続は、左の期間内に、かつ、当事者によつて開始されなければならない。

(a) (a)項に定める原因——未成年で婚姻した当事者にとって、成年に達したのち四年以内に、またはかかる未成年の男女について責を負う親・後見人その他の者によって、婚姻した未成年者が成年に達する以前にいつでも

(b) (b)項に定める原因——他方の生存中に一方当事者によつて、または先夫もしくは先妻によつて

(c) (c)項に定める原因——被害当事者により、または精

神異状の当事者の親族もしくは後見人により、一方当事者の死亡する以前にいつでも

(d) (d)項に定める原因一被害当事者によって、詐欺を

構成する事実を発見したのち四年以内に

(e) (e)項に定める原因一被害当事者によって、婚姻後、四年以内に

(f) (f)項に定める原因一被害当事者によって、婚姻後、四年以内に

第四四二七条、第四四二八条 空白

第四四二九条（無効の判決。効果）

無効判決の効果として、当事者は、独身の身分を回復する。

第三章 補充規定

第四四五〇条（無効判決請求の訴。提起。送達）

無効または取り消し得る婚姻にもとづく手続は、上級裁判所に婚姻無効判決を請求する訴であることを示す”……と……の婚姻に関する件”と称する訴状を提起することによって開始される。司法委員会によって書式および内容が

是認された訴状および呼出状の写しは、一般の民事訴訟における書面の送達と同様の方法によって、婚姻の他方当事者に送達されるものとする。

第四四五一条（無効判決によって終わる当事者）

無効判決は、訴訟手続の当事者およびその手続のもとで請求する者に関してのみ、終結的である。

第四四五二条（想像上の夫婦の身分。表見上の夫婦財産の分割）

婚姻は無効または取り消し得るものであることが確定され、かつ、裁判所が当事者の一方または双方は、婚姻が有効であると善意で信じていたことを認定する場合、裁判所は、かかる当事者の一方または双方が想像上の夫婦の身分を有していたことを宣言し、かつ、第四八〇〇条に従って、結合が無効または取り消し得べきものであつたならば、結合中に取得され、共有財産または準共有財産となつたはずの財産を分割するものとする。かかる財産を”表見上の夫婦財産”と称するものとする。財産の分割が争われており、かつ、裁判所が明らかに裁量権を留保しているとき、財産の分割は、判決後に行うことができる。

第四四五三条（無効とされた婚姻による子の嫡出性。監護お

よび扶養その他)

無効または取り消し得る婚姻による子は、嫡出子であり、かつ、無効判決は、かかる判決の言渡前に懷胎され、または生まれた子の嫡出性に影響を及ぼさない。裁判所は、婚姻を無効と宣言した手続の係属中に、またはその後いつでも、かかる子のため、婚姻が無効または取り消し得るものでなかつたと同様の方法による世話、養育および扶養を命ずることができる。

第四四五四条（無効とされた婚姻による子。監護の決定）

本法のもとでの手続において、子の監護は、第四六〇〇条に従つて決定されるものとする。

第四四五五条（訴訟係属中の扶養命令。無責当事者）

裁判所は、当事者双方が想像上の夫婦であり、命令がその人のために発せられる当事者に、婚姻への勧誘または締結について、詐欺または不法がなく、かつ、その当時、婚姻の締結を無効とするような前婚または他の障碍が存在することを知らないことが認定される場合、婚姻は、当事者双方が想像上の夫婦であり、命令がその人のために発せられる当事者に、婚姻への勧誘または締結について、詐欺または不法がなく、かつ、その当時、婚姻の締結を無効とするよう前婚または他の障碍が存在することを知らないことが認定される場合、婚姻を無効とすると同時に、婚姻が無効と決定する手続の係属中または判決と同時に、婚姻が無効または取り消し得べきものでなかつたと同様の方法により、他方当事者に対し、扶養料の支払を命ずることができる。

第四四五六条（弁護士の報酬および訴訟費用）

裁判所は、婚姻を無効と決定する手続または取り消し得る婚姻にもとづく手続において、弁護士の報酬および訴訟費用の支払を求める当事者に、婚姻への勧誘または締結について詐欺または不法がなく、かつ、その当時、無効判決が請求されている婚姻の締結について、前婚または他の障碍が存在することを知らなかつたことが認定される場合、第四五一五条に従つて、弁護士の報酬および訴訟費用の支払を容認することができる。

第四四五七条（旧氏の回復）

本法のもとでの手続において、裁判所は、訴状でそれに関する請求がなされたかどうかを問うことなく、妻の旧氏または以前の氏を回復させることができる。

第三編 婚姻の解消

第一章 通 則

第四五〇〇条（解消の方法）

婚姻は、①当事者の一方の死亡、②婚姻の解消を言渡す

法律上の管轄権を有する裁判所の判決、③無効判決によつてのみ、解消される。

第四五〇一条（解消の効果）

婚姻の解消を言渡す判決の効果として、当事者は、独身の身分を回復する。

第四五〇二条（管轄権の範囲）

本法のもとでの手続において、上級裁判所は、事実を調査し、婚姻の身分、婚姻による未成年の子の監護および扶養、当事者の一方の扶養、当事者双方の財産権の清算および弁護士の報酬ならびに訴訟費用の判定に関して、適切な判決を言渡し、かつ、命令を出す管轄権を有する。

第四五〇三条（訴状）

婚姻の解消または裁判上の別居の手続は、それが婚姻の解消または裁判上の別居のための訴状であることを示す“……と……の婚姻に関する件”と称する訴状を上級裁判所に提出することによって、開始されるものとする。司法委員会では認された書式および内容の訴状および呼出状の写しは、一般的の民事事件における書面の送達と同様の方法により、婚姻の他方当事者に送達されるものとする。

第四五〇四条（被告の答弁書）

カリフォルニア州の「家族法」 村井

被告の答弁書があるときは、訴状および呼出状の写しが被告に送達された日から三十日以内に提出され、他方当事者に送達されるものとする。

第四五〇五条（質問書）

調停裁判所を設けている郡において、原告は、訴状の提出とともに、司法委員会によつて是認された質問書を完成し、かつ、提出するものとする。

質問書の白紙のままの写しは、呼出状および訴状の写しと共に、被告に送達されるものとする。被告は、答弁書が提出されなければならない期間内に質問書を完成し、かつ、提出するものとする。

質問書は、秘密のものとし、かつ、裁判所、当事者の弁護士または裁判所によって許可された者によつてのみ、利用されることができる。

第四五〇六条（解消または裁判上の別居の原因）

裁判所は、一般的に主張される左の原因のいずれかにもとづいて、婚姻の解消または裁判上の別居を言渡すことができる。

① 婚姻を救済不能な破綻におとし入れた和諧しがたい不和

(2) 不治の精神病

第四五〇七条（和諧しがたい不和の定義）

和諧しがたい不和とは、裁判所によつて、婚姻を継続できない根本的な理由と決定され、かつ、婚姻が解消されるべきことを明らかにする諸原因である。

第四五〇八条（和諒しがたい不和。認定。命令。和諧の継続。裁判上の別居への同意）

(a) 審理において明らかになつた証拠および秘密の質問

書に含まれている証拠により、婚姻を救済不能におとし入れた和諒しがたい不和が存在すると認定する場合、裁判所は、婚姻の解消または裁判上の別居を命ずるものとする。和諒について合理的な可能性があることが明らかになるとき、裁判所は、三十日を越えない期間、手続を継続するものとする。継続期間内に裁判所は、当事者の扶養および養育、弁護士の報酬および当事者の財産の保存のため、命令を出すことができる。かかる三十日の期間の終了後、いつでも、各当事者は、婚姻の解消または裁判上の別居を申請することができ、かつ、裁判所は、かかる解消または別居の判決を言渡すことができる。

第四五〇七条（特別な非行に関する証拠）

本法のもとで、裁判上の別居または婚姻の解消のため、供述録取書および開示手続を含む訴訟手続において、特別な非行に関する証拠は不適切であり、許されないものとする。但し、子の監護が争われており、かつ、かかる証拠がその争点に関連性があるか、または審理において、裁判所が和諒しがたい不和の存在を立証するのに必要であると決定したときは、この限りでない。

第四五〇八条（不治の精神病）

婚姻は、有能な医師または精神病医の証言を含め、訴状が提出されたとき、精神異状の配偶者が不治の精神病であったし、現在もそうであるとの証拠にもとづいてのみ、不治の精神病を理由に解消されることがある。

この理由にもとづいて与えられるいかなる判決も、精神異状の配偶者の扶養のため、婚姻の結果として法律によつて配偶者に課せられた義務を免することではなく、かつ、裁判所は、事情に応じて、扶養のための命令を出し、またはそのための捺印証書を要求することができる。

精神異状の配偶者に、訴訟を提起する配偶者以外の一般後見人または身上後見人がある場合、訴状および呼出状は、精神異状の配偶者およびかかる後見人に送達され、かつ、彼は、精神異状の配偶者の利益を保護するものとする。精神異状の配偶者に一般後見人または身上後見人がないとき、または訴訟を提起する配偶者に一般後見人または身上後見人があるとき、裁判所は、精神異状の配偶者の利益を保護させるため、もしあれば、地方検事または郡弁護士を“訴訟のための後見人”に任命するものとする。地方検事または弁護士が、本節の規定に従つて、“訴訟のための後見人”に任命されるとき、地方検事または郡弁護士の事務所における彼の後任者は、事情に応じて、裁判所または当事者によるそれ以上の行為なしに、訴訟のための後見人たる彼の後任となる。

第四五一一条（欠席。要求される証拠）

カリフォルニア州の「家族法」 村井

第四五二二条（判決および結論。中間判決）

婚姻解消の訴訟において、裁判所は、他の事件と同様に、判決および法律上の結論を登録しなければならず、かつ、解消が許されないと決定するとき、それに応じて、終局判決のみが言渡されなければならない。解消が許されるべきものと決定するとき、当事者は彼等の婚姻を解消させる権利を有することを宣言し、中間判決が言渡されなければならない。中間判決の登録後、いずれの当事者も、他方の同意がなければ訴訟を取り下げることができない。

第四五二三条（中間判決。遡及的登録。終局判決を請求する権利）

解消の判決が与えられるべきものと裁判所が決定しながら、錯誤・怠慢または不注意によって中間判決が署名され

解消の判決は、当事者の一方が欠席するとき、または判定官によつてなされた陳述もしくは事実の認定にもとづいて、与えられることができない。しかし、裁判所は、判定官の陳述または事実の認定に加えて、主張された原因の証拠を要求しなければならず、かかる証拠は、裁判所の面前でなされなければ、宣誓供述書によつてなされるものとする。

ず、登録されず、かつ、言渡されなかつた事件において、

裁判所は、当初それが署名され、登録され、かつ、言渡さることのできた日付によつて、中間判決に署名させ、それを登録させ、かつ、言渡せることができる。但し、判

決を無効とし、もしくは取り消させるため、または民事訴訟法典第二部第六編第八章（第四六九条より始まる）のもとの救済を求めるため、再審に近づく訴訟または申立て

上訴がなされなかつたことが裁判所を満足させるよう明らかとなる場合は、この限りでない。かかる行為は、裁判所自身の動機により、または当事者の一方の申立て

は、裁判所によつて行われることができる。争われてい

る事件において、当事者の申立ては、他方当事者に通知されるものとする。裁判所は、中間判決もしくは終局判決ま

たは両判決が以前に登録されていたとしても、錯誤・怠慢ま

たは不注意によつて、中間判決が、法律によれば登録されことのできたときに直ちに登録されなかつた場合、かか

る中間判決を前示のように、遡及的に登録させることができ。中間判決の登録により、当事者は、当初それが登録

されることのできた日付に登録されていたとき、彼等が

つことのできたと同様の終局判決を請求する権利を有する

ものとする。

第四五一四条（終局判決。待機期間。当事者の死亡。他の婚姻に対する効果）

第四五一二条に従つて中間判決が言渡され、かつ呼出状および訴状の写しが送達された日または被告が出廷した日から六ヵ月を経過したとき、裁判所は、当事者の一方の申

請または裁判所自身の動議により、婚姻を解消する終局判決を言渡すことができる。かかる判決は、彼等に独身の身分を回復させ、かつ、その登録後、双方に婚姻を許可するものとする。また、訴訟を完全に処理するため、それ以外の救済が必要であるが、しかし、中間判決に対して上訴がなされたり、または再審が申立てられている場合、終局判決は、かかる申立てまたは上訴が最終的に処理されるまで、

また申立てが審認されるか、判決が取り消されたとき、言渡されないものとする。中間判決の登録後、当事者の一方が死亡したとき、前記のような終局判決を言渡す裁判所の権限を妨げることはない。しかし、かかる言渡は、いざれか

一方が終局判決の登録前に締結した婚姻を有効にすることではなく、いざれか一方に対してなされた刑事訴追に對する抗弁を構成することもないものとする。

第四五一五条（終局判決。遡及的登録。ある婚姻を有効にす
る）

婚姻を解消する手続の当事者の一方が、法律のもとで終局判決を得る権利を有しているが、錯誤・怠慢または不注意により、終局判決が署名されず、登録されず、かつ、言渡されなかつた場合に、中間判決または判決の無効もしくは取消を求める再審または民事手続法典第二部第六編第八章（第四六九条より始まる）のものでの救済を求める申立てに対して、上訴が行われなかつたとき、裁判所は、当事者の一方の申請または裁判所自身の動議により、終局判決に署名させ、日付をつけさせ、登録させ、かつ、請求があれば裁判所によつて終局判決が与えられた日付によつて、離婚を許す判決を言渡させることができる。裁判所は、終局判決が以前に言渡されていたとしても、錯誤・怠慢または不注意により、終局判決が署名されず、登録されず、または請求があれば法律のもとで直ちに言渡されることができたときに言渡されなかつた場合、かかる終局判決を前示のよううに、溯及的に署名させ、日付をつけさせ、登録させ、かつ、言渡せることができる。かかる終局判決が登録されることにより、訴訟の当事者は、判決に指定された日付

において、独身の身分を回復したものとみなされるものとし、また呼出状および訴状の写しが裁判所の記録によつて示される被告配偶者に送達された日もしくは被告配偶者の出廷した日から六ヶ月後であり、かつ、請求があれば法律のもとで終局判決が言渡されたことができたのちに、当事者の一方の行った婚姻は、かかる終局判決が登録されたことにより、そこに定められた日付において、すべての目的で有効なものとなる。

第四五一六条（訴訟中の扶養命令。修正、取消）

本法の第三編（第四五〇〇条より始まる）または第四編（第四六〇〇条より始まる）のものでの手続の係属中、上級裁判所は、事情に応じて、夫または妻父または母に対し、妻または夫の扶養・養育のため、および事情に応じて、子の扶養・養育および教育のために必要な金額の支払を命ずることができる。本条に従つてなされた命令は、その後になされることのできる命令に關して、当事者または子の権利を妨げることはないものとする。かかる命令は、いつでも修正または取り消されることができる。但し、修正または取消の理由を示す申立てまたは命令の通知が登録された日以前に生じた金額については、この限りでない。

第四五一七条（債権者に直接支払う義務）

本法のもとでの手続において、当事者が債務を支払うことが、いずれの当事者または未成年の子にとっても有利であるとの決定にもとづいて、裁判所は、当事者の一方に対し、債務の全部またはある部分を債権者に直接に支払うよう命ずることができる。債権者は、命令を強制する権利を有しないし、かかる決定によって彼の権利が影響をうけることもないものとする。

第四五一八条（一方的な保護命令）

本法の第二編第一章（第四四〇〇条に始まる）、第二章（第四四五条に始まる）または本章のもとでの手続の係属中、民事訴訟法典第五二七条に定められる方法による当事者の一方の申立てにもとづいて、上級裁判所は、左の内容の一方的な命令を出すことができる。

① だれでも、共有財産・準共有財産または特有財産の

いすれにせよ、不動産または動産を、通常の商売の過程にあるか、生活の必需品を除いて、譲渡・債務負担・抵当権設定・隠匿または他のいかなる方法によって処分することも禁止し、またかかる命令が当事者の一方に向けられる場合は、彼が他方当事者に、提案された法外な出費を通知し、

かつ、裁判所に、すべてのかかる法外な出費について説明するよう要求する。

② 当事者の一方に対し、他方当事者の平和に干渉したり、妨げないよう命令する。

③ 第五一〇二条の定めに従い、そうしなければ肉体的または精神的な損害が招来されることを示して、当事者の一方を家族または他方の住居から排除する。

④ 婚姻による未成年の子の一般的な監護を決定する。

第四五一九条（非公開裁判）

裁判所は、それが正義および巻きぞえにされている者のために必要と判断するとき、本法のもとで手続に加えられている事実問題についての争点の審理を非公開で行うべきことを命じ、かつ、裁判所の職員・当事者・証人および弁護士を除いて、すべての者をしめ出すことができる。

第四五二〇条（盗み聞きによって集められた証拠）

刑法典第一部第十五編の第一〇五章（第六三〇条より始まる）の規定に違反し、盗み聞きによって集められた証拠は、婚姻の解消もしくは裁判上の別居または無効もしくは取り消し得る婚姻の宣言のための手続において、許されない。かかる違反が存在することが明らかになるとき、裁判

所は、基礎事実の調査および訴追のため、適切な機関に付託することができる。

第四五二二条（妻の旧氏の回復）

本法のもとでの手続において、裁判上の別居の訴訟を除き、裁判所は、その請求が訴状に含まれていたかどうかを問わず、妻の旧氏または以前の氏を回復させることができる。

第二章 弁護士の報酬および訴訟費用に関する規定

第四五二五条（訴訟費用および訴訟中の弁護士の報酬）

(a) 本法のもとでの手続の係属中、裁判所は、夫もしくは妻または父もしくは母に、事情に応じて、手続を維持または防禦する費用として合理的と判断される金額の支払を命ずることができる。そして、とき^に応じて、判決の言渡

前に、裁判所は、訴訟費用および弁護士の報酬に関する当初の裁定を、手続の遂行もしくは防禦またはそれに関連する手続のため合理的に必要と判断される額に増加し、または修正することができます。判決の登録後になされた仕事お

よび生じた訴訟費用に関して、裁判所は、その後の手続を維持または防禦するために合理的に必要と判断される訴訟費用および弁護士の報酬を裁定し、かつ、その後も裁定を増加または修正することができる。本項の規定の範囲内における弁護士の報酬および訴訟費用は、手続の開始の前後を問わず、なされた法定の仕事または生じた費用について、裁定されることができる。

(b) 本法のもとでの手続の係属中、弁護士の報酬もしくは訴訟費用または双方の裁定を実施・増加または修正する一時的な命令の申請は、通知にもとづく申立または理由を示す命令によって、行われることができる。但し、(1) 本案に関する原因の審理のときに、(2) 民事手続法典第五八五条ないし第五八六条に従って、欠席が記入された当事者に対する判決の登録に先立ち、公開の法廷において、口頭の申立により、通知なしに行われるときは、この限りでない。

第四五二六条（弁護士の報酬および訴訟費用。直接の支払強制）

裁判所が当事者の一方に対し、他方当事者のために訴訟費用および弁護士の報酬の支払を命ずるとき、かかる費用

および報酬は、裁判所の裁量にもとづいて、全部または一部、その権利を有する弁護士に支払わせることができる。

費用および報酬の支払を定める裁判所の命令は、弁護士によつて、自身の名で、またはその者のために命令が出された当事者によつて、直接に強制されることができる。但是し、弁護士が辞任したときは、彼の以前の依頼者または後任の弁護士に対し、十日以内に、彼が強制を申立てたことを書面によつて通知することを条件とし、かつ、記録に明記されなければならない。そして、右の期間中に依頼者は、手続のなかで以前の弁護士に対し、後任の弁護士の仕事および訴訟費用を償うため、報酬および費用の一部または全部について、再分配の申立を提起することができる。この場合、かかる手続は、裁判所が申立を解決するまで停止されるものとする。

第三章 居所の要件

第四五三〇条（解消。別居手続の転換）

(a) 婚姻の解消を宣言する判決は、婚姻当事者の一方が訴訟の提出に先立つ六ヵ月間、この州に居住し、かつ、手

続が申請された郡に三ヵ月間、居住しているのでなければ、言渡されることができない。

(b) 裁判上の別居の手続において、手続が開始されたときに、当事者双方とも①項の居住要件に従わなかつた場合、いずれの当事者も、居住要件に従つて婚姻の解消を言渡す判決が登録されるよう要求するため、手続における彼の訴状または答弁書を修正することができる。そして、修正された訴状または答弁書の提出された日付は、①項の居住要件のみのため、婚姻の解消の手続が開始された日付とみなされるものとする。かかる修正の通知は、司法委員会では認められた規則に定められる方法によつて、他方当事者になされるものとする。

第四五三一条（別個の住所または居所）

婚姻を解消するための手続において、夫の住所も居所も、妻の住所または居所とみなされるものとする。かかる手続のため、各自は、法律上の推定ではなく、事実に関する証拠にとづいて、別個の住所または居所をもつことができ

第四章 判決および命令の強制

第四五〇条（方法）

本法に従つて行われ、または言渡された判決または命令は、裁判所によつて、強制執行・差押・管理人選任・裁判所侮辱など、または裁判所がその裁量にもとづき、ときに応じて、必要と判断する他の命令によつて、強制されることができる。

第四編 子の監護

第四六〇〇条（監護命令。優先権。事実認定。主張。一般公衆のしめ出し）

未成年の子の監護が係争中の手続において、裁判所は、手続の係属中またはその後、子の未成年の間の監護のため、必要かつ適切と判断される命令を出すことができる。子が成年に達しており、かつ、監護に関して賢明な選択をする判断能力をえるとき、裁判所は、監護を許可または修正するについて、彼の希望を考慮し、かつ、重視するものと

する。

監護は、左の命令から選択して許可されるべきである。
① 子の最善の利益に従つていずれかの親に。しかし、他の事項が同じであり、子が幼少であるとき、監護は、母に与えられるものとする。

② 子が健全かつ安定した環境である者の家庭で住居しているときは、その者に。

③ 裁判所により、子のために充分、かつ、適切な世話をおよび指導をするのにふさわしく、かつ、有能であると判断される他の者に。

裁判所が両親の同意なしに、親以外の者に監護を許可する命令を出すに先立つて、親に監護を許可することは、子に損害を及ぼし、かつ、親でない者に許可することが子のために最善の利益を及ぼすに必要である事實を認定しなければならない。主要事實の陳述以外に、親の監護は子に損害を及ぼすという主張は、答弁書の中に現われないものとする。裁判所は、その裁量にもとづいて、この争点に関する審理に一般公衆を入れないことができる。

第四六〇一条（面接権）

合理的な面接権は、それが子の最善の利益を損うべきい

とが示される場合を除いて、親に与えられるものとする。裁判所の裁量にもとづいて、合理的な面接権は、子の福祉に利害関係をもつ他の者に与えられることができる。

第四六〇一条（監護の調査および報告）

本法のもとでの手続において、裁判所によって命じられるとき、保護観察官または家族関係調査官は、監護調査を行ひ、かつ、書面による秘密報告書を提出するものとする。報告書は、裁判所によつて斟酌されることができ、かつ、子の監護に関する審理の少くとも十日前に、当事者または彼等の弁護士によつてのみ利用されることができるものとする。報告書は、すべての利用関係当事者の合意にもとづいて、証拠として採用されることができる。

第四六〇二条（独占的な監護の訴。命令）

第四五〇三条に従つて訴状を提出することなく、夫または妻は、婚姻による子の独占的な監護を求める訴訟を提起することができる。裁判所は、かかる訴訟の係属中または最終審理もしくはその後に、婚姻による子の扶養・世話・監護・教育および監督に関して、正当であり、親の自然権に適合し、かつ、子の最善の利益となる命令を出し、または判決を言渡すことができる。かかる命令または判決は、

第五編 子の扶養

第四七〇〇条（扶養命令）

(a) (命令の範囲。担保。修正または取消)。未成年の子の監護が係争中の手続において、裁判所は、親の一方または双方に、子の扶養・養育および教育のために必要な金額を支払うよう命ずることができる。充分な理由を示したうえ、裁判所は、扶養料の支払を要求された親の一方または双方に対し、それに関する合理的な担保を差し出すよう命ずることができる。子の扶養のための命令は、裁判所が必要と判断するところに従い、修正または取り消されることができる。但し、修正または取消の理由を呈示する申立または命令の通知が提出された日以前に生じた金額については、この限りでない。修正または取消の命令は、修正または取消の理由を呈示する申立または命令の通知が提出された日にさかのぼつて、なされるものとする。

(b) (不確定命令。責任の終了。払い過ぎの償還)。裁判

当事者の自然権および子の「最善の利益」が要求するところに従い、修正または取り消されることができる。

所がある者に、子の未成年の間、または子が婚姻するか親

権から解放されるまで、子の扶養のため特別の支払をする
よう命ずる場合、その者の責任は、かかる偶然事項の発生
によつて、終了する。子の身体を監護し、彼に支払がなさ
れている監護者たる親または他の者が、支払を命ぜられた
者またはその者の事件を担当する記録上の保護士に、かか
る偶然事項が発生したことを見知するのを怠り、かつ、引
続いて扶養料の支払を受領している場合、偶然事項の発生
後にうけ取った金錢をことごとく償還しなければならない。
但し、払い過ぎが、その当時の不履行の扶養料に当てられ
なければならぬときは、この限りでない。裁判所は、當
初の扶養命令において、支払をうける監護者たる親または
他の者に対して、支払を命ぜられた者または彼の記録上の
護護士にかかる偶然事項の発生を通知するよう命ずること
ができる。

④（破産。追加的命令）。子を扶養する義務が破産によ
つて免除されるとき、裁判所は、正当と判断するところに
従い、かかる子の監護・養育および教育のため、あらゆる
必要な命令を出すことができる。

第四七〇一条（賃金の譲渡のための命令。雇主による控除。

カリフオルニア州の「家族法」 村井

修正または取消。優先性)

親の一方または双方に、未成年の子の扶養のために一定
の金額を支払うよう命ずる手続において、裁判所は、親の
一方または双方に対して、その支払を受領することを裁判
所によって指定された郡書記・保護観察官または裁判所の
他の職員もしくは郡職員に、給料または賃金のうち、未成
年の子の監護・養育および教育のため裁判所によって命ぜ
られた金額の支払に充分と思われる部分を譲渡するよう、
命ずることができる。かかる命令は、命令の写しの送達に
より、かつ、裁判所による別の命令があるまで、雇主を拘
束するものとする。雇主は、かかる命令に従つてなされる
支払のたびに一ドルの額を控除することができる。かかる
命令は、裁判所によって、いつでも修正され、取り消され
ることができる。裁判所の命令に従つてなされる譲渡は、
差押・強制執行または他の譲渡に対し、優先権を有する
ものとする。但し、裁判所による別の命令があるときは、
この限りでない。

第四七〇二条（裁判所または郡の職員に対する支払。料金お
よび費用）

(a) 未成年の子の養育のため福祉金を受領する親に対し、

(一六五) 七五

子の監護のための支払を要求する命令を出すか、またはすでに出した手続において、裁判所は、扶養料の支払が、かかる目的のため裁判所によって指定された郡書記・保護観察官または裁判所の他の職員もしくは郡職員になされるよう指示するものとし、かつ、地方検事に対し、命令を強制する手続において、福祉金の受領者のために出廷するよう、指示するものとする。

⑤ 婚姻による未成年の子を監護する前配偶者に子の扶養料の支払を要求する命令を出すか、またはすでに出した手続において、裁判所は、その支払が、かかる目的のため裁判所によって指定された郡書記・保護観察官または裁判所の他の職員もしくは郡職員になされるよう指示するものとし、かつ、地方検事に対し、命令を強制する手続において、裁判所は、その支払が、かかる目的のため

裁判所によって指定された郡書記・保護観察官または裁判所の他の職員もしくは郡職員になされるよう指示するものとし、かつ、地方検事に対し、命令を強制する手続において、裁判所は、その支払が、かかる目的のため裁判所によって指定された郡書記・保護観察官または裁判所の他の職員もしくは郡職員になされるよう指示するものとする。

⑥ 裁判所によって指定された郡書記・保護観察官または裁判所の他の職員もしくは郡職員によれば、その命令に定められた形式の命令を強制するために生ずる地方検事の費用は、

手続が係属している郡が負担するものとする。かかる命令を強制する令状の送達は、令状が送達される郡が負担するものとする。

第四七〇三条（扶養・養育および教育を求める訴訟）

親が彼の子の扶養・養育および教育のために用意する義務を負いながら、その用意を怠る場合、他方の親または子は、"訴訟のための後見人"により、まちがいを犯した親に対し、上級裁判所に子の扶養・養育および教育のための訴訟を提起することができる。

第六編 当事者の財産権

第四八〇〇条（共有財産および準共有財産の分割）

分割の時期。平等。財産の分割が争われており、かつ、裁判所が明らかにかかる分割のための管轄権を留保している場合、裁判所は、①当事者の婚姻の解消を言渡す中間判決または当事者の裁判上の別居を言渡す判決において、または、②その後に、当事者の共有財産および準共有財産を平等に分割するものとする。本条の平等分割条項は、裁判所が

① 経済的な事情を理由に、財産を本質的に平等に分割するため適切と判断する条件付で、ある財産を当事者的一方に譲渡すること

② 当事者の一方によって、他方の共有財産または準共有財産上の利益を除外し、慎重に横領されたものと決定する総額を、現存する財産に付加し、またはそこから控除する方式により、その当事者の分け前から譲渡することを妨げるのではない。

共有財産たる身体傷害の損害賠償。共有財産たる身体傷害の損害賠償は、傷害をうけた当事者に譲渡されるものとする。但し、裁判所が各当事者の経済状態および必要性、損害賠償の回復に経過した期間および事件に関する他のすべての事実を考慮し、正義の重要さが他の処分を要求すると認定するときは、この限りでない。この場合、共有財産による身体傷害の賠償は、裁判所が事件に関する事実のもとで適切と認定する割合において、各当事者に譲渡されるものとする。本条において使用される“共有財産たる身体傷害の損害賠償”とは、夫婦の一方が、彼または彼女のうけた身体傷害の賠償判決の履行として、またはかかる賠償の請求に関する解決もしくは和解の合意に従つて、うけ取

つたすべての金銭または他の財産を意味する。但し、かかる金銭または他の財産が他の共用財産と混合したときは、この限りでない。

第四八〇一条（他方当事者の扶養命令）

① 裁判所の権限。担保。取消または修正。

婚姻の解消または裁判上の別居を言渡す判決において、裁判所は、当事者の一方に対し、他方の扶養のため、婚姻継続期間および扶養される配偶者が、自己の扶養している当事者の子の利益を損うことなく、有利な仕事に従事できる能力を含めて、各当事者の事情を考慮し、適切、かつ、合理的に判断する金額を一定期間支払うよう命ずることができる。裁判所は、かかる扶養料の支払を要求された当事者に、それに関する合理的な担保を差し出すよう命ずることができる。他方当事者のための扶養料支払命令は、裁判所が必要と判断するところに従つて、修正され、または取り消されることができる。但し、取消または修正の理由呈示の申立または命令の通知が登録される日以前に生じた金額については、この限りでない。修正または取消の命令は、修正または取消の理由呈示の申立てまたは命令の通知が登録された日にさかのぼって、なざれることができる。

⑥ 死亡または再婚の効果。当事者によつて、書面で別のこととが合意された場合を除いて、他方当事者の扶養および養育のための命令または判決による、当事者の一方の義務は、義務者の死亡または他方当事者の再婚によつて、終了するものとする。

⑦ 婚姻することなく、夫婦として他の者と同居する効果。当事者によつて、書面で別のことが定められた場合を除いて、裁判所は、当事者の一方の申立にもとづいて、妻が他の男と同居し、かかる男と婚姻していないにかわらず、彼女自身を彼の妻と主張していること、または夫が他の女と同居し、かかる女と婚姻していないにかかわらず、自身を彼女の夫と主張しているという証拠にもとづいて、他方当事者に手当を与える判決を修正または取り消すことができる。但し、申立の提出以前に生じた金額については、この限りでない。

⑧ 偶発事項による終了。払いすぎの償還。偶発事項の発生の通知。裁判所がある者に偶発的な期間、他方当事者の扶養のため、特定の金額の支払を命ぜるとき、その責任は、偶発事項の発生によつて終了する。支払をうける当事者が、支払を命ぜられた者またはその者の記録上の弁護士に対し、かかる偶発事項の発生を通知するよう命ずること。

士に対し、かかる偶発事項の発生を通知するのを怠り、かつ、扶養料の支払を引続いて受領しているとき、偶発事項の発生後に受領した金錢をことごとく償還しなければならない。但し、かかる払い過ぎが、まず、不履行されていた扶養料の支払にことごとく當てられるときは、この限りでない。裁判所は、当初の扶養料支払の命令において、支払をうける当事者に対し、支払を命ぜられた者または彼の記録上の弁護士に、かかる偶発事項の発生を通知するよう命ずることができる。

⑨ 定められた期間の終りに終了。当事者の一方の扶養のための手当の支払に関する命令は、命令において特定された期間の終りに終了するものとし、かつ、裁判所が当初の命令において管轄権を留保する場合を除いて、延長されないものとする。

第四八〇二条（財産および別居に関する契約。約因）

第四八一一条または第四八〇一条の⑨項に定められる場合を除いて、夫婦は、相互のいかなる契約によつても、彼等の婚姻関係を変更することができない。但し、財産に関するとき、および彼等が書面によつて直ちに別居する合意をすることができ、かつ、かかる別居または婚姻の解消に

もとづく、彼等の一方または彼等の子の扶養の用意をなすことができるときは、この限りでない。彼等の相互の同意は、かかる合意のための充分な約因となる。

第四八〇三条（準共有財産）

本法において使用されるとき、「準共有財産」は、過去または将来、左のようにして取得され、どこにあるか問い合わせこの州にあるすべての不動産を意味する。

④ 配偶者の一方により、どこか他に居住している間に取得され、その財産を取得する配偶者が取得のときにこの州に居住していたならば、共有財産となつたもの

⑤ 婚姻中、どこか他に居住している間に、配偶者の一方により、贈与・不動産遺贈・動産遺贈または不動産相続以外の方法で、それがどこにあるかを問わず、不動産または動産と交換に取得されたもの

本条のために、動産にはそれを含まないが、不動産には、不動産の定期賃借権の利益を含む。

第四八〇四条（特有財産）

本編および第五一三一条に用いられる「特有財産」には、準共有財産を含まない。

第四八〇五条（判決の強制。財産をたよりにする命令）

カリフォルニア州の「家族法」 村井

本法の規定に従つて与えられる判決および命令の強制において、裁判所は、かかる支払をするよう要求される当事者の①共有財産に、次いで②準共有財産に、次いで③特有財産をたよりにしなければならない。

第四八〇六条（他方当事者の財産から手当を与えないこと。原因）

本法のもとでの手続において、当事者の一方が特有財産を所有しているか、彼または彼女自身で生計を立てているか、彼または彼女に適切な扶養料を与えるに充分な共有財産または準共有財産が存在するか、または子の監護が子を扶養している他方当事者に与えられるとき、裁判所は、他方当事者の特有財産から彼に手当を与えるのを差控えることができる。子がなく、かつ、当事者の一方が彼または彼女の適切な扶養のために充分な特有財産を所有しているとき、他方当事者の特有財産からいかなる手当も支払われないものとする。

第四八〇七条（子の扶養その他に当てられる財産）

共有財産・準共有財産および特有財産は、裁判所が適切と判断する割合で、扶養・養育および教育に当てられることができる。

第四八〇八条(家産—Homestead)。共有物分割または売却)婚姻の解消または裁判上の別居を言渡す判決において、家屋を左のように譲渡するものとする。

(a) 家屋が共有財産または準共有財産から選ばれていた場合、それは完全に、または裁判所の将来の処分を条件として、一定の期間、当事者の一方に譲渡されることができ、または裁判所の裁量にもとづいて分割され、もしくは売却して売上金を分割されることができる。

(b) 家屋が当事者の一方の特有財産から選ばれていた場合、裁判所がそれを他方当事者に、その終身を越えない一定の期間、与える権限を有することを条件として、かかる財産の前所有者に譲渡されるものとする。

(c) 本条は、手続のいずれの段階においても、家屋を一時的に譲渡する裁判所の権限を制限することはないものとする。

(d) 本条の目的を達成するのに必要な場合、裁判所は、共有物分割または財産の売却および売上金の分割または他の処分を命ずることができる。

第四八〇九条(判決または命令の修正。通知の送達)

当事者の婚姻の解消または裁判上の別居を言渡す終局判

決の登録後、無効または取り消しうる婚姻の宣言後、または未成年の子の監護・扶養・養育または教育が争点となつて他の手続における永続的命令ののち、かかる判決・命令の修正および手続におけるその後の命令は、いずれも効力を有しないものとする。但し、手続の当事者に与えられるよう要求される別の一層重要な通知が、当事者自身に、かかる通知が送達されることが法律によつて別に許されている方法で、送達されるときは、この限りでない。かかる目的のため、記録上の弁護士に送達することは充分でないものとする。

第四八一〇条(控訴にもとづく共有財産・準共有財産および家産の処分の改訂)

前記のような共有財産・準共有財産および家産の処分は、裁判所の裁量にもとづいて定められるものを含め、すべての部分について、控訴にもとづく改訂に従う。

第四八一一条(財産処分の合意。扶養規定の分離可能性。修正または取消についての裁判所の権限)

(a) 子の扶養のための当事者の合意の規定は、妻または夫の財産または扶養に関する合意についての他のすべての規定と別個、かつ、分離できるものとみなすものとする。

夫の扶養のためのすべての命令は、法律によって課せられ、かつ、かかる命令を出す裁判所の権限のもとに出されるものとする。子の扶養のためのすべてのかかる命令は、子の扶養問題について、当事者に合意があつたときといえども、裁判所の裁量にもとづいて、いつでも、修正または取消のことができる。但し、修正または取消の理由呈示の申立または命令の通知が登録された日以前に生じた金額に關しては、この限りでない。

(b) 当事者の一方の扶養のための合意の規定は、財産に関する合意の規定と別個、かつ、分離できるものとみなされるものとする。かかる合意にもとづく当事者の一方の扶養のためのすべての命令は、法律によって課せられ、かつ、かかる命令を出す裁判所の権限のもとで出されるものとする。合意の規定または当事者の一方の扶養のための命令は、裁判所の命令によるその後の修正または取消に従うものとする。但し、修正または取消の理由呈示の申立または命令の登録の日以前に生じた金額、および書面による合意またはそれがないとき、当事者間で公開の法廷においてなされる口頭の合意により、とくに反対の趣旨を定める範囲内の金額については、この限りでない。

(c) 本条は、本条が効力を生じた日以後になされる財産処分の合意に関してのみ、効力を有するものとし、かつ、一九六七年の憲法第一三〇八条の規定が適用される、それ以前になされた合意に影響を及ぼさないものとする。
第四八二二条（破産による免除）新らたな命令を出す裁判所の権限)

配偶者を扶養する義務が破産によって免除されるとき、裁判所は、かかる配偶者の扶養のため、各当事者の事情を考慮し、裁判所が公正と判断するあらゆる適当な命令を出すことができる。

第七編 統一離婚承認法

第五〇〇〇条（略称）

本法は、統一離婚承認法として引用されることができる。

第五〇〇一条（州に居住する当事者の他州での離婚。効果）婚姻の当事者が、離婚の手続が開始されたとき、この州に居住しており、他の管轄区域において得られた離婚は、この州においていかなる効力も効果も有しないものとする。

第五〇〇二条（住所。一応の証拠）

将来、他の管轄区域において婚姻の紛からの離婚を得る者が、①その手続の開始に先立つ十二カ月以内、この州に居住しており、かつ、彼がそこから出発したのち、十八カ月以内にこの州に居所を回復したか、または、⑥彼がこの

州から出発したのち、かつ、彼が帰米するまで、この州に居住の場所を維持したという証拠は、離婚手続の開始されたとき、この州に居住していたことの一応の証拠になるものとする。

第五〇〇三条（統一を生じさせる解釈）

本法は、州によって制定される法律を一樣にするという一般的な目的を果すように、説明され、かつ、解釈されるものとする。

第五〇〇四条（本法の適用。信頼と信用）

本法の適用は、各州がすべての他州の公の行動・記録および裁判手続に充分な信頼と信用を与えるものとする合衆国憲法の要請によって、制約される。

夫婦は、相互に尊敬し、貞節を守り、かつ、扶養する義務のあることを契約する。

第五一〇一条（家族の長としての夫。生活の場所または方式の選定）

夫は、家族の長である。彼は、生活の合理的な場所または方式を選定することができ、かつ、妻はそれに従わなければならない。

第五一〇二条（特有財産。住居）

夫も妻も、他方の財産についていかなる権利も有しないが、しかし、いずれも他方の住居から排除されることができない。但し、第四五一八条の規定、本法第二編第一章（第四四〇〇条から始まる）または第二二章（第四四二五条から始まる）のもとでの手続または第三編第一章（第四五〇〇条から始まる）のもとで、民事手続法典第五二七条に定められる方法による当事者の一方の申立にもとづいて、裁判所が手続の最終的な決定にいたるまで、さもなければ、肉体的または精神的な害悪が生ずることを示して、当事者の一方を、家族の住居または他方当事者の住居から、一時的に排除することを命ずることができるときは、この限りでない。

第八編 夫 婦

第五一〇三条（相互の、および他の者との契約）

夫婦は、財産に関して、他方または誰れか他の者と合意または取引に入ることができる。いづれか一方が未婚のときは、第三類第四部第八編（第二二一五条から始まる）によつて定められる、互いに信頼関係にある人々の行為を拘束する一般的な規則に従うことになる。

第五一〇四条（財産を保有する方式）

夫婦は、財産を合有者（Joint tenant）、共同土地保有者（Tennant in Common）として、または共有財産として保有することができる。

第五一〇五条（共有財産。当事者の権利）

婚姻の継続中、共有財産についての夫婦の相互の権利は、第五一二五条および第五一二七条に定められる夫の管理と支配のもとにおかれ、現存し、かつ、平等な権利である。

本条は、共有財産における夫婦の相互の権利を定義するものと解釈されるものとする。

第五一〇六条（被傭者の退職。死亡。年金または貯蓄計画。支払または償還。異議申立の取消。権利主張の通知）

第五一〇五条および第五一二五条の規定にかかるわづか、書面による退職、死亡、他の被傭者の年金または貯蓄計画。

妻が婚姻前に所有する財産、その後に贈与・動産遺贈・

に従つて、被傭者・前被傭者または彼の信託受益者もしくは不動産権に、支払または償還がなされる場合、かかる支払または償還は、支払または償還をする使用者・受託者または保険会社の責任を、すべての異議申立から完全に免除するものとする。但し、支払が使用者または前使用者によってなされる場合、かかる支払または償還がなされる以前に、使用者または前使用者がこの州内にあるその事業の主たる場所において、他の者による、または他の者のため、かかる支払償還またはそれらの一部について権利を有することを主張する書面による通知をうけたとき、または受託者もしくは保険会社が支払をする場合、かかる通知が使用者によって、受託者または保険会社の主たる事務所に送達され、または他の方法で受け取られたときは、この限りでない。

本条の規定は、かかる支払または償還をする使用者以外のすべての者と、受託者または保険会社との間における支払・償還またはそれらの一部についての請求または権利に影響を及ぼさないものとする。

第五一〇七条（妻の特有財産）

妻が婚姻前に所有する財産、その後に贈与・動産遺贈・

不動産遺贈または不動産相続によつて取得した財産およびそれらによる地代・利得および収益は、彼女の特有財産である。妻は、夫の同意なしに、彼女の特有財産を譲渡することができる。

第五一〇八条（夫の特有財産）

夫が婚姻前に所有する財産、その後に贈与・動産遺贈・不動産遺贈または不動産相続によつて取得した財産およびそれらによる地代・利得および収益は、彼の特有財産である。夫は、妻の同意なしに、彼の特有財産を譲渡することができる。

第五一〇九条（特有財産。身体傷害のため配偶者の一方から他方に支払われた損害賠償）

配偶者に対する身体傷害を理由とする損害賠償の判決の履行として、またはかかる損害賠償の請求に関する解決の合意もしくは約束に従つて、夫婦の一方により、または一方のために、他方に支払われたすべての金錢または他の財産は、被害配偶者の特有財産である。

第五一一〇条（共有財産。妻によって取得された財産に関する推定。出訴期限。土地賃借権）

この州にある他のすべての不動産およびこの州に居住中、

夫婦の一方によつて婚姻中に取得され、それがどこにあるとも、すべての動産は、共有財産である。しかし、不動産もしくは動産またはそれによる利益もしくはそれに関する負担が、時期のいかんを問わず、夫婦の一方により、書面による証書によつて取得されたとき、それはここに特有財産と推定され、またかかる夫婦の一方と誰れか他の者によつて取得されたとき、彼女によつて取得された部分は、共同土地保有者として保持するものと推定される。但し、証書中に別の意思が表示されるときは、この限りでない。かかる財産のいずれかが、夫婦によつて、彼等が夫婦と記載されている証書によつて取得される場合、別の意思が表示されているときを除いて、かかる財産は、当該夫婦の共有財産と推定され、また夫婦の一個の住宅が、婚姻中に、合有者として夫婦によつて取得されたとき、婚姻の解消または裁判上の別居によるかかる財産の分割のために限つて、一個の住宅は、当該夫婦の共有財産と推定される。本条における右のような推定は、善意で取引する者のために終局的なものであり、かかる財産の取得後に彼女の婚姻上の身分に生じた変化を無視して、妻・妻の法定代理人または権利承継人に関し、有価約因となる。

妻が一八八九年五月一日以前に取得した不動産を譲渡し、または将来譲渡するとき、妻の夫、妻の相続人または譲受人は、かかる譲渡を記録のために記録官事務所に登録したときから一年間、不動産が共有財産であったことを申し立て、または不動産を回復する訴訟を開始もしくは維持することを禁じられるものとする。

本条において使用されるとき、動産には不動産の土地賃借権の利益を含まないが、不動産にはこれを含む。

第五一一条（死亡の四年以前に離婚によつて終了した婚姻中に取得された財産に、推定は適用されない）

婚姻中に取得された財産が共有財産であるとの推定は、その間に財産が取得された婚姻が、かかる死亡の四年以前に婚姻の解消によつて終了されたとき、コモン・ローまたは衡平法上の権利が、ある者によつて、彼の死亡のときに保有されている財産に適用されない。

第五一二条（夫婦に対する第三者による権利侵害。抗弁として許される配偶者の競合過失の範囲）

夫婦の一方が配偶者以外の者の不注意な行為、不法な行為または不作為によって権利を侵害される場合、被害配偶者の不注意な行為、不法な行為または不作為が権利侵害の併

存原因であった事実は、かかる権利侵害による損害賠償の回復を求めて、被害配偶者によつて提起される訴訟において、かかる競合する過失ある行為、不法な行為または不作為が、婚姻が存在しなければ抗弁となるべき場合を除いて、抗弁ではない。

第五一三条（夫婦の一方による他方に対する権利侵害。最初に特有財産にたよる。共有財産を使用するについての被害配偶者の同意。損害賠償）

④ 夫婦の一方に対する権利侵害が全部または一部、配偶者の過失ある行為、不法な行為または不作為によつて招来されたとき、共有財産は、被害配偶者に対する不法行為者への責任を履行するため、または彼の責任を共同不法行為者に分担させるため、不法行為者の特有財産が強制執行を免れないとし、使用されることができる。

⑤ 本条は、被害配偶者が権利侵害の発生後に、それに書面による同意を与えるとき、④項に言及された責任を履行するため、共有財産を使用することを妨げない。

⑥ 本条は、かかる契約のために与えられた約因が共有財産で構成されたかどうかを問わず、不法行為者の責任を

履行させるため、保険その他の契約によって定められた損害賠償を請求する権利に影響を及ぼすことはない。

第五一一三・五条（夫婦によって共有財産として創設された、廃止し得る信託の財産）

本条の施行以前または以後に、共有財産が夫婦によって信託に譲渡されるとき、受託者の同一性にかかわらず、当

初の、またはかかる譲渡の以前もしくは以後に修正された信託は、④彼等が共に生存中は、全部または一部、取り消すことができる。⑤その財産が信託に譲渡されたのち、取り消されるときは、いぜんとして彼等の共有財産として残る。⑥彼等が共に生存中は、受託者に、第五一二五条のもとで夫によって保有される以上の権限を与えない。但し、第五一二条に定められる財産に関する、受託者の権限は、

第五一二四条のもとで妻によって保有される以上のものでないものとする。⑦彼等が共に生存中、共同の同意のもとに修正または変更をうけたかかる信託における配偶者各自の権利は、共有財産とする。但し、信託が別のことを明記するときは、この限りでない。本条の規定は、本条の施行以前または以後に、本条に定められた以外の方法で譲渡される共有財産、または本条にのべられたと別の規定を含む

信託に譲渡される共有財産に影響を及ぼさないものとする。本条は、夫または妻の同意なしに信託の規定に従つて、信託財産たる不動産または動産を受託者が譲渡することを禁止すると解釈されなければならない。但し、信託が明白に配偶者的一方または双方の同意を要求するときは、この限りでない。

第五一一四条（特有財産を記録する財産目録）

配偶者の一方の特有財産の完全な財産目録が作成され、不動産の譲渡の承認または証明のため、法律によって要求される方法で承認または証明し、配偶者によって署名され、かつ、当事者の居住する郡の記録官の事務所に記録されることができる。

第五一一五条（特有財産の記録される財産目録の効果）

財産目録を記録官の事務所に登録することは、かかる財産目録を登録する当事者の権利の通知であり、かつ、一応の証拠となる。

第五一一六条（妻の契約に関する責任。共有財産。妻の所得）
共有の財産は、婚姻後になされた妻の契約に関する責任を負わない。但し、夫によって強制執行が行われ、動産質または抵当によつて取得されたときは、この限りでない。

法律による別の定めのあるときを除いて、妻の所得は、婚姻前または婚姻後になされた過去または将来の彼女の契約について、責任を負う。

第五一一七条（生活必需品に関する夫の債務またはいづれか一方の債務についての責任）

妻の所得および共有財産たる身体傷害の損害賠償は、夫の債務について、責任を負わない。しかし、法律による別定めのあるときを除いて、かかる所得および損害賠償は、彼等が共同生活を営む間に彼等の双方または一方に供給される生活必需品のために、夫または妻によって、過去または将来に契約される債務の支払のために責任を負うものとする。本条において使用されるとき、"共有財産たる身体傷害の損害賠償"は、第四八〇〇条⑤項による表現で与えられる意義を有する。

第五一一八条（特有財産。別居後の妻および子の所得）

妻が夫と別居している間、妻および妻と同居しているか、彼女の監護をうけている彼女の未成年の子の所得および貯蓄は、妻の特有財産である。

第五一一九条（特有財産。裁判上の別居または婚姻の解消後の所得）

(a) 当事者の裁判上の別居を宣言する判決の言渡後、各当事者の所得および貯蓄は、かかる所得または貯蓄を取得する当事者の特有財産である。

⑥ 婚姻を解消する中間判決の言渡後、かつ、当事者が別居している間、夫の所得および貯蓄は、夫の特有財産である。

第五一二〇条（妻の婚姻前の債務についての責任。夫の特有財産および所得の免除）

夫の特有財産および婚姻後の所得は、いずれも、婚姻前になされた妻の契約による債務について、責任を負わない。

第五一二一条（妻の特有財産。債務についての責任。免除）

妻の特有財産は、婚姻前または婚姻後に契約された妻自身の債務について責任を負うが、夫の債務については、責任を負わない。但し、妻の特有財産は、夫婦の同居中に彼等の双方または一方に供給された生活必需品について、夫または妻によって契約された債務の支払のために責任を負う。前記の但書の規定は、妻が婚姻のときに所有していたか、または婚姻後、夫からの贈与以外の方法で、不動産遺贈・相続または贈与によって妻が取得した妻の特有財産には、適用しないものとする。

第五一二二条（配偶者によつてなされた権利侵害または損害賠償についての責任。責任の履行に當てられる財産）

④ 夫婦の一方は、他方によつてなされた権利侵害または損害賠償について、婚姻が存在しなければ彼が責任を負うべき場合を除いて、責任を負わない。

⑤ 人の身体または財産の死亡または権利侵害について、夫婦の一方の責任は、夫婦の一方の特有財産および彼が管理、かつ、支配する共有財産によつてのみ、履行されることができる。

第五一二三条（妻の特有財産。保証された債務については責任を負わない）

妻の特有財産は、譲渡抵当権・信託証書または共有財産の他の抵当権によつて保証された債務または義務について、責任を負わない。但し、妻がかかる債務または義務について、彼女の特有財産の責任を書面で明白に同意したときは、この限りでない。

第五一二四条（妻の所得および共有財産たる身体傷害の損害賠償。監督および管理。処分に関する制約）

第五一〇五条および第五一二五条の規定にかかわらず、妻は、彼女によつて取得された共有の動産および彼女の蒙

った身体傷害の損害賠償に関する判決の履行として、またはかかる損害賠償の請求についての解決もしくは示談の合意に従つて、彼女によつて取得された共有の動産について、夫の管理および支配に従つて共有財産と混合するまで、管理および支配する権限を有する。但し、妻は、損害賠償として、またはかかる損害賠償の請求についての解決もしくは示談によつてうけ取つた共有財産を、妻の身体傷害を理由に生じた費用の支払のため、および妻の身体傷害を理由に支払われた費用を彼の特有財産または彼の管理と支配のもとにある共有財産に償還するため、使用することができることによる。

妻は、夫の書面による同意がなければ、彼女の管理および支配のもとにある共有財産を贈与し、またはそれを有価約因なしに処分することはできない。妻は、法律による別の許可のある場合を除いて、かかる共有財産を遺言によって処分することができない。

本条は、かかる所得・損害賠償またはかかる損害賠償の解決または示談によつてうけ取つた財産を妻の特有財産にしたり、夫婦各自の利益を第五一〇五条に定められるように共有財産に変化させるものと解釈されはならない。

第五一二五条（共有の動産。管理と支配。処分の制限）

(3) 婚姻解消の中間判決の言渡後、かつ、被害者と配偶者が別居している間に

第五一二三・五条および第五一二八条に定められる場合を除いて、夫は、彼の特有財産について有すると同様の、遺言によるとは別の絶対的な処分権を伴う共有財産の管理および支配権を有する。但し、夫は、妻の書面による同意がなければ、かかる共有の動産を贈与し、有価約因なしに処分し、または家庭の家具・調度もしくは造作または共有財産たる妻もしくは未成年の子の被服・衣料を売却し、譲渡し、または債務負担させることができない。

第五一二六条（特有財産。身体傷害についての損害賠償。条件。費用の配偶者への償還）

(a) 身体傷害による損害賠償に関する判決の履行として、またはかかる損害賠償の請求の解決もしくは示談の合意に従つて、配偶者の一方によつて受け取られたすべての金錢または他の財産は、かかる金錢または他の財産が左のように行き取られたとき、それは被害配偶者の特有財産である。

- (1) 裁判上の別居の判決または婚姻解消判決の言渡後に
- (2) 妻が被害者であれば、彼女が夫と別居している間に

第五一二七条（共有の不動産。管理と支配。譲渡に妻が共同すること。出訴期限）

第五一二三・五条および第五一二八条に定められる場合を除いて、夫は、共有の不動産を管理および支配する。しかし、妻は、自らまたは正当に授權された代理人により、かかる共有の不動産またはそれに関する権利が半年以上の期間、賃貸されるか、または売却・譲渡もしくは負担を負わされる証書の作成に参加しなければならない。また、ここに含まれることは、いずれも、夫婦間における不動産または不動産に関する権利の賃貸・抵当・譲渡または移転には、適用されないと解釈するものとする。しかしながら、共有の不動産の記録上の権限を、婚姻関係を知らない善意

の賃借人・買主または債務者に對して保持する夫の単独の
賃貸・契約・抵当または捺印証書は有効と推定されるも
のとする。夫の单独で作成され、夫の名のみで記録され

いる財産に影響を及ぼす本条に言及された証書を無効とす
るいかなる訴訟も、土地が存在する郡の記録官事務所にか
かる証書が記録のために登録されてから一年を経過したの
ちは、開始されないものとする。また、夫の単独で作成さ
れ、かつ、土地が存在する郡の記録官事務所に、本法の施
行前に記録のため登録され、夫の名のみで記録されている
財産に影響を及ぼす本条に言及された証書を無効とするい
かなる訴訟も、本法の施行後、一年を経過したのちは、開
始されないものとする。

第五一二八条（無能力者が共有財産について取引または処分
するための手続）

夫婦の一方または双方が無能力であるとき、共有財産に
ついて取引または処分するための手続は、『遺言検認法典』
の第四類第一d章（第一四三五・一条から始まる）に規定
されている。

第五一二九条（鰥夫産および寡婦産の廃止）

夫には、妻の死亡にもとづく鰥夫産の保有者であること

は許されないし、また妻には、夫の死亡にもとづく寡婦産
が割り当てられることは許されない。

第五一三〇条（妻の扶養。生活必需品）

第五一三条に言及される場合を除いて、夫が妻の扶養
のための適切な用意をするのを怠るとき、ある者が善意で
彼女の扶養のために必要な品物を彼女に供給し、その合理
的な価額を夫から回復することができる。

第五一三一条（妻の扶養。合意による別居）

夫は、妻が夫との合意にもとづいて別居している場合、
かかる扶養が合意の中で規定されているときは別として、
妻の扶養について責任を負わない。

第五一三二条（夫の扶養）

妻は、夫に特有財産・共有財産さらに準共有財産も存在
しないとき、かつ、夫が病気のため自身を扶養できない
とき、彼女が別居している間、彼女の特有財産によって、
夫を扶養しなければならない。

本条の目的のために、『準共有財産』および『特有財産』
という用語は、第四八〇三条および第四八〇四条によつて
これらに与えられた意味を有する。

第五一三三条（婚姻セトルメント。本法の適用可能性への影

響)

夫婦の財産権は、本法によつて管理される。但し、これに反する規定を含む婚姻セトルメントがある場合は、この限りでない。

第五一三四条（婚姻セトルメント。方式）

婚姻セトルメントに関するすべての契約は、書面に作成され、かつ、土地の譲渡が履行され、承認または立証されると同様の方式で履行され、承認または立証されなければならない。

第五一三五条（婚姻セトルメント。記録）

かかる契約が承認され、または立証されるときは、契約によって譲渡され、または影響をうける不動産が存在する各郡の記録官の事務所に記録されなければならない。

第五一三六条（婚姻セトルメント。記録の有無による効果）

かかる契約の記録の有無は、不動産の譲渡についての記録の有無と同様の効果を有する。

第五一三七条（婚姻セトルメント。未成年者）

婚姻を締結できる未成年者は、有効な婚姻セトルメントを作成することができる。

第五一三八条（民族的な婚姻および離婚）

カリフォルニア州の「家族法」 村井

遺言検認法典の中でのべられた相続法を故人に適用するため、およびこの州の法律のもとで婚姻の有効性を決定するため、一九五八年以前に始められた縁組は、それがインディアンの種族・郡または縁組の両当事者または彼等の一方が構成員である集団の慣習によれば、一般にかかる種族・群または集団によつて婚姻と認められるとき、この州の法律のもとで有効な婚姻とみなされる。かかる婚姻の場合およびかかる目的のため、別居は、それがインディアンの種族・群または別居する当事者の双方または一方が構成員である集団の慣習によれば、かかる種族・群または集団において、一般に婚姻の解消と認められるとき、この州の法律のもとで有効な離婚と認められる。